暴力団事務所のない安全・安心な社会に向けて



暴力団排除条例

2018年4月1日施行

改正点(福井県暴力団排除条例第13条、第13条の2、第24条、第29条)



暴力団事務所の新規 開設・運営の禁止区域

すでに暴力団事務所の開設・運営が規制 されている学校等の敷地の周囲200mの 区域に加え、新たに都市計画法に定める 住居系用途地域と商業系用途地域を禁止 区域としました。



違反者には中止命令 を発出。命令を守らない

住居系用途地域と商業系用途地域において、 暴力団事務所を新規開設・運営した者には、 福井県公安委員会から中止命令が発出され、 中止命令を守らない場合は、1年以下の懲役 または50万円以下の罰金に処されます。

